

国民健康保険被保険者証(国保の保険証) の更新手続きについて

75歳以上の方がお持ちの「後期高齢者医療被保険者証(黄色)」は関係ありません。

現在お持ちの国保の保険証は、有効期限が平成25年4月30日までとなっております。そこで4月1日から有効(4月中は新旧どちらも利用できます)の新しい保険証に更新しますので、下記のとおり手続きされますようお願い致します。

更新日時 4月1日(月)～4月30日(火) 平日8:30～17:15

更新場所 興部・北興・宇津・秋里・豊野地区にお住まいの方

福祉保健総合センター「きらり」

沙留・住吉・富丘地区にお住まいの方

沙留出張所

手続き 現在お持ちの保険証を持参して下さい。

[学生の特例]

国保の加入条件は“町内に住所を有する”ことですが、進学のために住民票を異動された方も特例として加入し続けることができます。

更新時に次のものをご用意下さい。

現在お持ちの保険証 印鑑
在学を証明するもの(写し可) 例：在学証明書、学生証など

変更点

進級(1年生から2年生になる場合など)については口答で確認しますのでの提出は不要とします。

[70～74歳で、病院での窓口負担が1割の方]

病院窓口での1割負担が、1年間延長されることになりました。

一部負担金の割合欄を『2割(平成26年3月31日までは1割)』に変更した「高齢受給者証」を事前に郵送(3月25日発送予定)します。

現在お持ちの「高齢受給者証」は、上記の保険証更新時に合わせて回収しますので、忘れずに持参して下さい。

[国保への加入・脱退の届出はすみやかにお願いします]

職場の健康保険(社会保険など)に加入・脱退の異動が生じても、自動的に国保が脱退・加入される訳ではありません。異動がある場合は必ず届出されますようご協力をお願い致します。

国保に加入するとき(保険証を作るとき)

[事例] 職場の健康保険を脱退したとき

[届出に必要なもの] 印鑑 身分を証明するもの(運転免許証や)
職場の健康保険の資格喪失証明書
(喪失年月日を確認します)

国保を脱退するとき(保険証を返すとき)

[事例] 職場の健康保険に加入したとき、転出するとき

[届出に必要なもの] 印鑑 国保の保険証
新しい保険への加入を証明するもの(新しい保険証)

特定健診を受けましょう

特定健診の目的は、すでに病気になっている人を見つけることだけではありません。肥満や高血圧、脂質異常、高血糖などの生活習慣病のリスクを見つけ、より早く生活習慣の改善を行うことで、生活習慣病の発症を予防します。

特定健診は、特定保健指導とセットになっているところが大きな特徴です。健診結果のレベルによっては、保健指導のサポートを受けながら、生活習慣を見直すことができます。年に1度の特定健診は必ず受診しましょう。

[受診のご案内]

4月中旬に「平成25年度生活習慣病健診のご案内」と「申込書」が配布されます。

[申し込み]

配布された「生活習慣病健診申込書」に○をつけて、各自自治会の班長さんにお渡しいただくか、直接きらり健康推進係へお申込み下さい。

[特定健診の受診]

申し込みをされた方には、健診の1~2週間程前のご案内・受診票等を送付します。健診内容は、身体計測、血圧、血液検査、心電図検査、眼底検査となります。胃がん、大腸がん、肺がんの検診をあわせて受けることも可能です。

[受診結果の送付]

健診受診の3~4週間後に結果が送付されます。結果によっては、保健師、栄養士より詳しく説明する機会を設けさせていただいたり、継続的に生活改善をするお手伝いをさせていただきます。

国保に加入している40~74歳の方全員が対象となります。
後期高齢者医療の方も一般健診として受診することができます。

お問い合わせ 保険医療係 82 4140 (福祉保健総合センター「きらり」)